

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成29年度 8月度)

- 1 日 時 平成29年8月3日(木)
開会：午後3時58分
閉会：午後5時20分
- 2 場 所 氷見市役所C棟2階 201会議室
- 3 出席委員 14名
1番 中葉 隆 2番 道淵 登 3番 山下 壽明
5番 六田 敏夫 6番 上出 義美 7番 両國 明美
8番 中嶋 知子 9番 川上 悦男 10番 寶住 與一
11番 山下 裕 12番 江添 良春 13番 大澤 昌弘
14番 扇谷 俊彦 15番 松村 博
- 4 欠席委員 4番 円戸 敏男
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
追加議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 野村 佳作 農林畜産課長 茶木 隆之
主 査 清水 徹夫
臨時職員 嵐 由佳里
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、平成29年度8月度定例総会を開催いたします。
それでは、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を川上委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

追加議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてです。

□議長（会長） なお、本日、円戸委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中、14名と過半数の出席により、本日の総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山下壽委員、上出委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、利用集積計画として、計——筆、設定面積——m²を——名の貸し手について、利用権を設定するものです。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げ

る、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

□議長（会長） 異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件についてご説明いたします。

それでは、—ページをご覧ください。

今回の申請件数は4件、——筆で、申請面積は—— m^2 です。

1番の申請農地は、氷見市**——番の田—筆、—— m^2 です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

2番の申請農地は、氷見市**——番の田、ほか—筆、—— m^2 です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

3番の申請農地は、氷見市**——番の畑、ほか—筆、—— m^2 です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

4番の申請農地は、氷見市**——番の田、ほか—筆、—— m^2 です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**
*——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部
効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておら
ず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手
をお願いします。

（委員） ・ 現地の確認はどのようにしているのか。
・ 許可後に農地以外の目的外利用の確認はしているのか。

（事務局） ・ 3条申請の現地確認は、事務局員のみで行っている。
・ 許可後、目的外に利用されていないかの確認はしていないが、年1回
の農地パトロールの際には、耕作放棄地の確認や、違反転用がないかみ
ている。

（委員） 譲り受けた人が農地を保全しているかどうかの確認は大事である。

（委員） 譲り受けた人が、合計で田でどれだけ、畑でどれだけ増えたかがある
と分かりやすいと思う。

□議長（会長） 他にご意見はありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請
に対し許可を与える件について原案のとおり許可を与えることといた
します。

□議長（会長） 次に、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に
対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件、5件につきまして、説明申し上げます。

許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番——号（氏名**）、譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記が畑、現況は雑種地で、面積は——m²です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

この案件は、違反転用に該当していますので、始末書が提出されています。

番号2、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番地（有限会社**）、譲渡人は横浜市**——番地（氏名**）、多摩市**——番地（氏名**）、申請地は氷見市**——番、外一筆、地目は登記が田、現況は畑、面積は合計で——m²です。

農地区分は、第1種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号3、地区は——です。

使用借人が、氷見市**——番地（氏名**）、使用貸人は氷見市**——番地（氏名**）、申請地は氷見市**——番、外一筆、地目は登記が田、現況は畑、面積は合計で——m²です。

農地区分は、第2種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号4、地区は——です。

使用借人が、氷見市**——番地（氏名**）、使用貸人は氷見市**——番地（氏名**）、申請地は氷見市**——番、外一筆、地目は登記が田、現況は畑、面積は合計で——m²です。

農地区分は、第1種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号5、地区は——です。

譲受人が、射水市**——番地（氏名**）、譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、申請地は氷見市**——番、地目は登記、現況ともに畑、面積は——m²です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件5件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行いました私と**委員及び事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けたいと思います。

（**委員） 先般**月**日、わたしと会長及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件5件につきまして、隣接地との境界が確定していること、転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地のある番号1番、3番、4番、5番について、隣接農地耕作者からの承諾書が添付、提出されています。

5件ともに氷見市土地改良区からの同意書が、番号5番については西条畑地かんがい土地改良区からの同意書が添付されています。

番号1番の案件については、既に農地以外に利用されていたため、違反転用にあたることから始末書の提出を求め、これを受理しております。

以上、今回の申請5件は、違反転用の案件もありましたが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（委員） 番号3は同じ住所の方であり、所有権移転が先にされ、その後で賃借権が設定されることが必要なのではないかと。

（事務局） 番号3は、使用貸人と使用借人の関係は親子である。第5条の転用許可は県知事の許可であり、許可通知により所有権の移転を行うもの、あるいは、今回のように所有権の移転を伴わないで使用貸借・賃貸借の権利を設定することで目的を達成するものがある。

□議長（会長） ほかに異議はありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、追加議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 追加議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第7条の規定には、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないとされており、今回策定する指針は、第1 基本的な考え方と 第2 具体的な目標と推進方法で構成してあります。

指針は、農業委員や農地利用最適化推進委員が、農地などの利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」などの活動を行うにあたっての目標や推進方法を定めるものとなっています。

個別の数値目標については、氷見市担い手育成支援協議会の策定したアクションプログラムに掲げる数値目標にあわせてあります。

遊休農地の面積及び割合は、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標では「0」としているが、市では0.2%としました。

担い手への農地利用集積率は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標では80%としているが、市では60%としました。

新規参入については、29年度の目標値は予測できるので個人で3人という数字をあげたが、それ以降については予測が難しく、1個人、1法人と設定しました。

説明は以上です。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（委員） ・遊休農地の数字は、畑と田とトータルの数字なのか。畑と田でそれぞれ

れの目標数値はあるのか。

・新規参入者とは、氷見市に移住した人も含まれるのか。

(事務局) ・田と畑をあわせたものである。
・移住された方も含まれる。

(委員) 事務手続きについて、農業委員会には機構上、会長がいるが部長がない。こういう指針を策定するときの決裁規程はどうなるのか。総会で協議され了承されるものか。そうであれば議事録として残る。

目標値で管内の農地面積が3, 200haとなっているが、数字の根拠は。農業センサスであれば、2, 076haでないか。

管内の農地面積が変わらないのはおかしいのではないか。毎年、農地転用により減っていることを考慮しなくていいのか。

遊休農地面積の数字はどこからひいたものか。

指針の文言に氷見市になじまない表現があるのではないか、見直してほしい。

(事務局) 次回までに精査したいので、時間をいただきたい。

(委員) 田を畑にした、田を宅地にしたが元に戻したい、畑を田に、宅地を畑にすることは可能なのか。

(事務局) 宅地を畑にする場合の農業委員会への届はない。宅地の場合、登記簿上の地目を変える必要がある。

(委員) 農業委員としての確認を求められた場合、地区は決まっているのか。

(事務局) 農業委員の地区割りは決めていない。転用等の確認署名は推進委員にお願いしたいと考えている。

□議長（会長） 他にご意見はありませんか。

□議長（会長） 追加議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定については、様々なご意見をいただきましたので、次回までに事務局で案を修正することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会8月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年8月3日

議 長

署名委員

署名委員